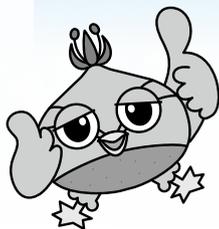


物価高騰対応生活者支援事業

物価高騰対応生活者支援事業として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている皆さんの経済的支援を目的に、以下の事業を実施します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

全市民の皆さんへ地域商品券を配布します



4月から順番に送付します。
届くまで待っていてね！

対象 2月1日に日高市に住民登録のある人
※2月2日から3月31日までの転入者および出生した子どもを含みます(別途発送)。

内容 対象の市民1人につき、地域商品券5,000円分(500円券10枚)を配布

※申請手続きは不要です。

使用期限 9月30日(水)

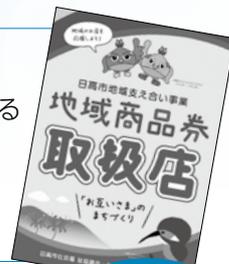
発送 4月から、世帯主宛てに同一世帯分を一括で発送

問い合わせ 政策秘書課政策調整担当



地域商品券取扱店

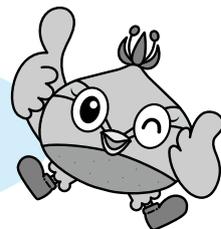
日高市社会福祉協議会が実施する「地域支え合い事業」の協力店で使用できます。
※取扱店は随時更新予定です。



見本

このポスターが目印です

地域商品券は
期限切れにならないよう
早めに使ってね！



水道料金の基本料金を6か月間免除します

問い合わせ 水道課経営総務担当 ☎042-989-2363



期間

○偶数月検針の場合
令和8年4月検針分から(4・6・8月検針分)

○奇数月検針の場合
令和8年5月検針分から(5・7・9月検針分)

対象 期間中に市と給水契約をしている全ての使用者
※国・地方公共団体の施設等は除く。

免除方法 水道料金の請求額から基本料金相当額を差し引く方法で実施

※検針票(使用水量等のお知らせ)には、基本料金を免除した後の金額が表示されます。

※基本料金を免除した後の請求額が0円となる場合は、納入通知書を送付しません。口座振替をご利用の場合は、振り替えがありません。

申し込み 不要

メーター口径別基本料金表(税込み)

メーター口径	1か月当たり	2か月当たり (1回検針分)	6か月当たり (3回検針分)
13mm	671円	1,342円	4,026円
20mm	1,078円	2,156円	6,468円
25mm	2,970円	5,940円	17,820円
30mm	4,400円	8,800円	26,400円
40mm	9,350円	18,700円	56,100円
50mm	13,750円	27,500円	82,500円
75mm	34,430円	68,860円	206,580円
100mm	68,750円	137,500円	412,500円
150mm	137,500円	275,000円	825,000円

※基本料金の額は、メーターの口径によって異なります。検針票をご確認ください。

※使用水量に応じて請求する水量料金(従量料金)は、免除の対象外です。

※対象期間の途中で水道の使用を開始・中止した時など、使用期間が6か月に満たない場合は、免除額が表の金額より少なくなることがあります。

注意事項

○金銭の振り込みはありません。免除の手続きで市や上下水道料金センターが電話や訪問をすることはなく、銀行やATMに誘導することはありません。

○不審に思った場合は、口座番号や電話番号を答えず、家族に相談または市や警察にお問い合わせください。